

答 申 第 268 号
平成19年12月18日

千葉県教育委員会
委員長 伊藤 潔 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）
平成19年1月22日付け教職第476号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成18年2月13日付けで提起された、平成18年2月9日付け教職第62号の59で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成18年2月9日付け教職第62号の59で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関が特定した文書のほかに判定に当たって作成された「メモ」もあるはずなので、それらも併せて開示を求める。

(2) 個人のプライバシー保護のための必要最小限の開示については同意する。対象教員の氏名、職員コード、在籍学校名の不開示には同意する。

その他の情報については、直接本人を特定する情報でない限り、開示の対象になると考える。

(3) 千葉県の特別に指導力の向上を要する教員の判定会（以下「判定会」という。）は、外部の学識経験者や弁護士などが全く入らない千葉県教育行政内部のお手盛り会議というのが実態である。ここから地方教育委員会とのなれあい審議の土壌がつくられ、対象教員が詳細な事実に基づく反論書を用意しても、事実調べをしないで切り捨てるという傲慢で封建的な判定が行われている。

様々な事例で「特別研修教員」とされている実態・理由を把握したい。実態を明らかにするには、関係文書の開示がなくてはならない。少なくとも判定結果を出した後では、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はないと言える。

関係文書を開示することにより、実施機関と地方教育委員会とのなれあい関係に水を差すことはあり得ても、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」はない。実施機関が言う「実施機関に正確な情報が伝わらなくなるおそれ」とは、対象教員や同僚がその情報を見たときに、嘘やでっち上げを指摘できるようになり、校長や地方教育委員会による誤った申請ができなくなる「おそれ」ではないか。

実施機関は、「当該判定対象教員の所属校関係者等に特定個人を識別される可能性が高い」ため、「判定対象教員が率直な意見表明を回避するおそれがあり、意見聴取への協力が得られなくなる可能性が考えられる」などと言っているが、「当該判定対象教員の所属校関係者」なら、「特別研修」の対象になる仲間の状態について当然ある程度の共通認識があるはずであり、論理が転倒して

いる。

(4) 本件決定は、実施機関が特別研修制度の矛盾を隠蔽するために行おうとしている行政犯罪である。

異議申立人は、実施機関が学校労働者の労働生命を左右する重大な審議（判定会）の不公平な実態を隠蔽するために関係文書の不開示や開示の引き延ばしを行っていることに異議を申し立てている。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書開示請求について

異議申立人は、平成18年1月25日付けで、「2004年度及び2005年度の『特別に指導力の向上を要する教育』の判定会に関わる文書全て（申請書、研修状況報告書、教育長への報告書）」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書（以下「対象文書」という。）を研修状況報告書（以下「本件文書1」という。）33件、申請書（以下「本件文書2」という。）13件、特別に指導力の向上を要する教員の判定会の審議結果の報告について（以下「本件文書3」という。）、意見書（以下「本件文書4」といい、「本件文書1」、「本件文書2」、「本件文書3」及び「本件文書4」を併せて「本件文書」という。）1件と特定し、そのすべてが千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号及び第6号に該当するとして本件決定を行った。

3 特別研修制度について

特別に指導力の向上を要する教員（以下「特別研修教員」という。）に係る申請は、県立学校の教員にあつては当該校長が、市町村立学校の教員にあつては当該市町村教育委員会教育長が「特別に指導力の向上を要する教員の判断の基準と視点」に基づき、千葉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）に対して行う。判定会は、特別研修教員に該当するか否かの判定を受ける教員（以下「判定対象教員」という。）が特別研修教員に該当するか否かの審議、及び特別研修教員の研修の継続又は終了等の審議を行う。

なお、判定会の審議に当たっては、判定対象教員及び特別研修教員からの意見聴取も行っている。

特別研修教員に対する研修方法については、主に学校において勤務しつつ、年間10日程度研修機関等において研修を行う特別研修Aと、主に研修機関等において研修を行い、一定期間学校において研修を行う特別研修Bがある。

4 対象文書について

(1) 本件文書1について

本件文書1は、特別研修教員が研修期間満了3个月前に達したときに、当該教

員の研修状況について、申請者から県教育長に対して報告された行政文書である。

記載されている情報は、特別研修教員の所属、職名、氏名、性別、研修期間、研修内容、研修への取り組み状況、指導力等の向上状況、意識の変化、申請者の所見等である。

(2) 本件文書2について

本件文書2は、申請者が「特別に指導力の向上を要する教員の判断の基準と視点」に基づき、判定対象教員が特別研修教員に該当するか否かについて判定会の審議を受けるために、県教育長に対して申請する行政文書である。

記載されている情報は、判定対象教員の所属、職名、氏名、申請の理由、職員コード、生年月日、所有免許状、勤続年数、学校指導、生徒指導、保護者との連携、指導状況、担当教科持時間数、校務分掌、特記事項、職歴等である。

(3) 本件文書3について

本件文書3は、判定対象教員が特別研修教員に該当するか否かの審議結果及び特別研修教員の特別研修の継続又は終了等の審議結果について、判定会委員長から県教育長に報告した報告書である。

記載されている情報は、判定対象教員又は特別研修教員の所属、職名、氏名、研修期間、研修方法、確認事項、研修への取り組み状況、判定対象教員又は特別研修教員の意見聴取の内容、審議結果等である。

(4) 本件文書4について

本件文書4は、申請者が判定対象教員に判定対象教員として申請をする旨を事前に伝え、一定の期間を定めて提出を求め、本件文書2に添付されるものである。

記載されている情報は、判定対象教員の所属、職名、氏名のほか、申請に対する意見、意見陳述の希望、申立て事項、健康状況、その他の意見である。

5 条例第8条第2号該当性について

本件文書の記載事項のうち、判定対象教員及び特別研修教員の氏名、職員コード、生年月日、性別、所有免許状、勤続年数については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第8条第2号に該当する情報である。

なお、これらの情報は、本号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

6 条例第8条第6号該当性について

(1) 本件文書は、特別研修教員に該当するか否か等を審議する際の重要な資料及び判定会の報告書で構成され、判定対象教員が学習指導、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができない状況を示す具体的事実やそれに対する申請者等による指導の内容及び評価等が詳細に記載され、その性質上公開を前提として作成されているものではない。

(2) したがって、これらの情報を公にすることとなると、申請者、判定会の委員等による率直な意見表明が行われにくくなることや、判定対象教員又は特別研

修教員が申請者等による指導に対して消極的態度をとるなどの結果、指導や評価が円滑かつ効果的に実施できず、実施機関に正確な情報が伝わらなくなるおそれがある。

- (3) また、本件文書4については判定対象教員の申請に対する意見が具体的かつ詳細に記載されており、当該判定対象教員の所属校の関係者等に特定個人を識別される可能性が高い。そのため、これらの情報を公にすることとなると、今後、判定対象教員が率直な意見表明を回避するおそれがあり、意見聴取への協力が得られなくなる可能性が考えられることから、特別研修教員に該当するか否かの審議に当たり、正確な事実や意見の把握が困難になり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。
- (4) 以上のことから、本件文書に記載された情報は、条例第8条第6号に該当する。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、上記第3、1及び2のとおりである。

2 対象文書について

異議申立人は、本件請求に対して実施機関が特定した本件文書以外で判定会の審議に当たって作成された文書の開示を求める旨主張するので、本件文書以外の対象文書の存否について、以下検討する。

- (1) 本件請求時に適用されていた特別に指導力の向上を要する教員の取扱いに関する要綱（平成14年12月4日制定。以下「要綱」という。）第5条第1項には、「教育長は、第3条第1項の申請書又は第8条各項の研修状況報告書を受理した場合は、前条第1項に定める判定会を招集し、その審議を依頼するものとする。」と規定されている。
- (2) そこで、実施機関に確認したところ、判定会の審議に当たり使用する文書は、本件文書1、本件文書2及び本件文書4であり、これらの文書は、要綱に定められた様式（以下「様式」という。）を用いて作成されているが、必要に応じて様式以外の文書（以下「添付書類」という。）を添付することが可能であり、本件文書にも添付書類が含まれているとのことであった。なお、本件文書3は、判定会委員長から県教育長へ判定会の審議結果を報告するものである。
- (3) 当審査会で本件文書を確認したところ、本件文書1には、特別研修教員によって異なるが、様式のほかに指導記録等を記載した添付書類が、本件文書4には、判定対象教員自らが判定対象教員として申請されたことに対する意見を詳細に記載した添付書類がそれぞれ添付されていることが認められた。
- (4) また、当審査会では、本件文書以外に対象文書が存在するかどうか検討を行ったが、本件文書以外に対象文書の存在を確認することはできなかった。
- (5) したがって、本件請求に対し、実施機関が本件文書を特定したことは妥当で

ある。

3 条例第8条第2号該当性について

異議申立人は、判定対象教員及び特別研修教員の氏名、職員コード並びに所属の開示は求めているため、その余の情報の条例第8条第2号該当性について、以下検討する。

(1) 本件文書1について

ア 本件文書1は、要綱第8条第1項の規定により、同要綱別記第3号様式を用いて特別研修教員ごとに作成され、特別研修教員が研修期間満了3月前に達したときに、当該教員の研修状況について、申請者から県教育長に対して報告する行政文書である。

本件文書1には、要綱別記第3号様式に定められた記入項目として、所属、職名、特別研修教員氏名、性別、研修期間、主な研修内容、研修への取り組み状況、指導力等の向上状況（学習指導、生徒指導、対人関係）、特別研修教員の意識の変化、特別研修教員への指導状況、申請者の所見及び作成者が記載されている。また、添付書類として必要に応じて授業実践の記録、指導の記録等が添付されており、本件文書1に記載された情報は、本号に規定する個人に関する情報であると認められる。

イ 本件文書1に記載された情報のうち、特別研修教員の職名、性別及び研修期間については、当該情報自体から直接に特定の個人を識別することができないとしても、千葉県文書館、各学校等で誰でも閲覧可能な学校要覧等、他の情報と照合することより、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

ウ 次に、本件文書1に記載された情報のうち、主な研修内容、研修への取り組み状況、指導力等の向上状況（学習指導、生徒指導、対人関係）、特別研修教員の意識の変化、特別研修教員への指導状況及び申請者の所見については、特別研修教員ごとに記載されている内容は異なるものの、特別研修教員に係る固有の事情が具体的かつ詳細に記載されている。これらの情報は、特別研修教員が児童生徒を適切に指導できない状況やそれに対する申請者の意見等であり、個人の人格と密接に関わる情報であることから、特定の個人を識別することができるとは言えないまでも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

エ また、本件文書1の添付書類については、文書中に特別研修教員以外の者の氏名が記載されており、これは特定の個人を識別することができる情報である。その他の情報は、上記ウと同様に、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

オ なお、本件文書1に記載された情報のうち、作成者については、公務員の職務の遂行に係る情報ではあるが、反面、当該情報は、異議申立人が開示を求めている特別研修教員の所属を容易に特定し得る情報であり、当該情報を開示することにより、特別研修教員という特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

カ 以上のことから、本件文書1に記載された情報は、本号本文に該当し、本号ただし書イ、ロ及びニに該当しないと認められる。なお、本号ただし書ハの該当性についてみると、本件文書1に記載された情報の内容は、特別研修教員の評価や勤務態度に関することを含むことから、特別研修教員の身分の取扱いに関するものであり、公務員の具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報とは言えないため、本号ただし書ハにも該当しないと認められる。

(2) 本件文書2について

ア 本件文書2は、要綱第3条第1項の規定により、同要綱別記第1号様式を用いて判定対象教員ごとに作成され、申請者が、「特別に指導力の向上を要する教員の判断の基準と視点」に基づき、判定対象教員が特別研修教員に該当するか否かの審議を受けるために県教育長に対して申請する行政文書である。なお、本件文書2には、要綱第3条第2項の規定により、調書（同要綱別記第2号様式）が添付されている。

本件文書2には、要綱別記第1号様式に定められた記入項目として、文書記号番号、申請日、申請者、判定対象教員（所属校名、職名、氏名）及び申請の理由が、要綱別記第2号様式に定められた記入項目として、所属、職名、判定対象教員氏名、性別、職員コード、生年月日、所有免許状、勤続年数、担当教科持時間数、校務分掌、特記事項、職歴等（勤務校等、期間、勤務年数、勤務の概要等）、教育活動の状況（学習指導、生徒指導、保護者との連携）、判定対象教員の現状認識、校務分掌の遂行状況、現在までの判定対象教員への指導状況及び研修状況、校長の所見並びに作成者がそれぞれ記載されている。本件文書2に記載された情報は、本号に規定する個人に関する情報であると認められる。

イ 本件文書2に記載された情報のうち、文書記号番号、申請日、判定対象教員の職名、性別、生年月日、所有免許状、勤続年数、担当教科持時間数及び校務分掌については、上記(1)イと同様に、他の情報と照合することより、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

ウ 次に、本件文書2に記載された情報のうち、申請の理由、特記事項、職歴等（勤務校等、期間、勤務年数、勤務の概要等）、教育活動の状況（学習指導、生徒指導、保護者との連携）、判定対象教員の現状認識、校務分掌の遂行状況、現在までの判定対象教員への指導状況及び研修状況並びに校長の所見については、上記(1)ウと同様に、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

エ なお、本件文書2に記載された情報のうち、申請者及び作成者については、上記(1)オと同様である。

オ 以上のことから、本件文書2に記載された情報は、本号本文に該当し、上記(1)カと同様に、本号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(3) 本件文書3について

ア 本件文書3は、要綱第5条第1項の規定により招集された判定会が審議した、判定対象教員が特別研修教員に該当するか否かの審議結果及び特別研修

教員の特別研修の継続又は終了等の審議結果について、判定会委員長から県教育長に報告した行政文書である。

本件文書3には、判定対象教員又は特別研修教員ごとの審議結果として、申請者、判定対象教員又は特別研修教員（所属校名、職名、氏名）、研修期間、研修方法、確認事項、審議結果等の項目が記載されている。本件文書3に記載された情報は、本号に規定する個人に関する情報であると認められる。

イ 本件文書3に記載された情報のうち、判定対象教員又は特別研修教員の職名、研修期間及び研修方法については、上記(1)イと同様に、他の情報と照合することより、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

ウ 次に、本件文書3に記載された情報のうち、確認事項、審議結果等については、上記(1)ウと同様に、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

エ なお、本件文書3に記載された情報のうち、申請者については、上記(1)オと同様である。

オ 以上のことから、本件文書3に記載された情報は、本号本文に該当し、上記(1)カと同様に、本号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(4) 本件文書4について

ア 本件文書4は、要綱第3条第3項の規定により、同要綱別記第4号様式を用いて、申請者が、判定対象教員に対し判定対象教員として申請をする旨を事前に伝え、一定の期間を定めて提出を求め、それに対し判定対象教員が提出した行政文書である。

本件文書4には、要綱別記第4号様式に定められた記入項目として、提出日、提出者（所属、職、氏名）、申請について（同意するか、同意しないか）、意見陳述について（希望するか、希望しないか）、申立て事項、健康状況（主な既往症・通院歴・常時服用している薬等）及びその他（心配ごと、悩みごと等）が記載されている。また、申請に対する意見が詳細に記載された添付書類が添付されている。

イ 本件文書4に記載された情報は、判定対象教員自らが判定対象教員として申請されたことに対する意見を詳細に記載しているものであり、個人の人格と密接に関わる情報であることから、全体として判定対象教員の個人に関する情報であって、異議申立人が開示を求めている部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、本号本文に該当し、上記(1)カと同様に、本号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(5) 部分開示について

本件文書1、本件文書2及び本件文書4の様式部分並びに本件文書3の判定対象教員又は特別研修教員ごとの審議結果以外の部分については、本号に該当する不開示情報とはいえないが、当該部分だけを開示したとしても開示を受けようとする趣旨を満たすものとは認められない。

4 条例第8条第6号該当性について

実施機関は、本件文書に記載された情報すべてが条例第8条第6号にも該当すると説明するので、以下検討する。

- (1) 本件文書に記載された情報は、判定対象教員又は特別研修教員の個人の人格と密接に関わる情報であると同時に、当該教員に対する申請者等の指導内容、人事管理上の評価等に関するものである。
- (2) これらの情報は一般に公にされることを前提として記載されているとは認められず、これらを一般に公にすることとなると、判定対象教員又は特別研修教員が申請者等による指導に対して消極的態度をとる、率直な意見表明を回避する等の結果、申請者等による指導が円滑かつ効率的に実施できず、指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できる。加えて、これらの情報を一般に公にすることとなると外部からの様々な干渉等を懸念することにより、的確な内容が記載されず、県教育長に必要な情報が十分に伝わらなくなるおそれがあり、判定会での審議に当たり、正確な事実や意見の把握が困難になるなど、特別研修教員に対する要綱に基づく特別研修という人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることも否定し難い。
- (3) したがって、本件文書に記載された情報は、本号に該当すると認められる。

5 その他

異議申立人は、意見書において様々な主張をしているが、当審査会の判断に影響がある主張ではないため考慮しない。

6 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 1. 24	諮問書の受理
19. 3. 9	実施機関の理由説明書の受理
19. 4. 24	異議申立人の意見書の受理
19. 9. 28	審議 実施機関から不開示理由の聴取
19. 10. 22	審議
19. 11. 22	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成19年11月22日現在)